

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎

尿路感染症

带状疱疹

蜂窩織炎

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2022年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	1	2	2	0	2	2	1	2	4	2	1	4	23
	治療日数	6	17	13	0	24	14	2	10	13	12	4	26	141
尿路感染症	人数	4	3	1	2	5	6	0	4	8	2	6	4	45
	治療日数	29	19	15	22	19	39	0	20	62	19	39	24	307
带状疱疹	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	治療日数	0	0	5	0	0	0	0	0	6	1	0	0	12
蜂窩織炎	人数	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4
	治療日数	8	0	0	0	0	7	11	0	0	0	0	10	36
合計	人数	6	5	3	2	7	9	2	6	12	4	7	9	75
	治療日数	43	36	28	22	43	60	13	30	75	31	43	60	484